

特記仕様書

工 事 番 号	保維 8-1
工 事 名	第三中山橋長寿命化修繕工事
工 事 場 所	宇治市伊勢田町若林 地内
工 期	契約日 ～ 令和 9 年 2 月 26 日限り

(適用範囲)

本特記仕様書は「第三中山橋長寿命化修繕工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

(総 則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

(宇治市) 「土木工事共通仕様書」（宇治市 HP 掲示）（以下共通仕様書という。）

「土木工事施工管理基準」（宇治市 HP 掲示）

(近畿地方整備局) 「土木工事共通仕様書（案）」

「土木工事施工管理基準」

「土木工事請負必携」

「工事請負契約における設計変更ガイドライン」

(京都府) 「土木工事共通仕様書（案）」（以下京都府共通仕様書という。）

「土木工事施工管理基準」

「土木工事請負必携」

に基づき施工すること。

また、本工事は工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。

(提出書類)

本工事における提出書類は、「土木工事関係書類（様式）」（宇治市 HP 掲示）によるものとする。

(法定外の労働保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労働保険に付さなければならない。

(請負者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により請負者が定めるものとする。

また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

(建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類（様式は宇治市ホームページ掲示）を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

	提出時期	摘 要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3 ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随 時	建退共対象者延人数が 0 人となる場合

(施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図にすべての下請業者及び警備業者を必ず記載すること。

(週休 2 日制工事について)

1. 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休 2 日を確保できるよう工事を実施する週休 2 日制工事である。
2. 週休 2 日制工事の実施は、「宇治市週休 2 日制工事試行要領（土木工事）」に基づき、実施すること。
3. 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。なお、月単位の週休 2 日の現場閉所を行ったと認められない場合は工事打合簿により、その理由を監督職員に報告すること。
4. 予定価格には月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、月単位の週休 2 日に満たない場合は、契約書第 24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。
5. 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
6. 月単位又は通期での週休 2 日を達成したと認められた場合、工事成績評価において加点する。
7. 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第 2・第 4 土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

(ウィークリースタンスについて)

本工事（業務）はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。

1. 休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
2. 休日の前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
3. 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。

4. 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
5. 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
6. 打合せはWEB会議（ビデオ会議）も活用する。
7. 前号のほか、工事（業務）の労働環境改善に関わる取り組みを行う。
 なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。
 また、工事（業務）の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。

（特定建設資材の分別解体及び再資源化等の実施）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1. 別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	① 土工	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 基礎	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 本体構造	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体付属品	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ その他 ()	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 資源化等をする施設の名称及び所在地

本工事の施工により発生するアスファルト殻、コンクリート殻、廃プラスチック等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の許可を受けた「再資源化施設」「中間処理場」「最終処分場」等に搬出する事とし、その際、必ず積載量を測定し、その資料（計量伝票等）を提出すること。

下表に受け入れ施設の積算条件を示すが、再資源化施設を指定するものではないが、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限り

でない。なお、宇治市が指名停止措置等を行っている受入場所には搬出ししないこと。

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊 (掘削)	(株)藤田産業	日曜日を除く 8:00～16:30	一辺が 100 cm以下に限る	3.8km
アスファルト塊 (切削)				
コンクリート塊 (有筋)	(有)京奈 リサイクル	日曜日、祝日を除く 8:00～16:30	75×75×75 cm以下に限る	14.9km
コンクリート塊 (無筋)	(株)三幸産業	土・日曜日、祝日を除く 7:30～16:30	ゴミ・草等が入った殻は 受入れ不可	11.0km
廃プラスチック (土のう)	宇治廃棄物 処理公社	水・土・日曜日、祝日 を除く 午前 9:00～11:45 午後 13:00～15:45	搬入には電話予約が必要 TEL 0774-21-4048 月～金曜日 8:40～17:00 (12:00～13:00 を除く)	8.6km

※1 仮置きに伴う費用については設計変更の対象としない。

※2 処分地先の変更に伴う費用については設計変更の対象としない。

(舗装切断作業に伴う排水の処理について)

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処置及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

(一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社)

本工事の施工により発生する建設発生土は指定処分であり、下記の場所に搬出すること。

また、指定処分地が指定する事前分析検査を実施し、その結果を監督職員に報告すること。

指定処分地が事前分析検査の実施を他工事と同一工事現場等の理由で不要とした場合又は事前分析検査の結果、受入不適とした場合は、取扱いを監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

建設副産物	事業所名及び 連絡先	受入期間及び 受入時間	その他受入条件	距離
建設発生土	(財)城陽山砂利 採取地整備公社 0774-55-9506	土曜日・日曜日、 祝日を除く 8:00～17:00 (12:00～13:00 を除く)	受入は、事前分析検査に適 合した公共又は公共に準ず る事業体から発生する残土 に限る。岩の最大寸法の制 限30×30×30cm以下に限 る。	6.8km

※1 仮置きに伴う費用については設計変更の対象としない。

※2 処分地先の変更に伴う費用については設計変更の対象としない。

なお、土質区分による処分費の変更または処分地先が受入れ不可と判断された
土質に関しては、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

(残土及び産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「残土処理計画書（報告書）」及び「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類
を提出すること。なお、添付書類は下表によるものとする。

また、「土木工事共通仕様書（案）第24条建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」
については、下記のとおり読み替えるものとする。

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国
土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）に掲載の建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EX
CEL 形式）を使用し、自社で工事完成後1年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホーム
ページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとする。

建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとし
る。

また受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画及び再生資源利用促進
計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

	残 土 処 理	廃 棄 物 処 理
計画	○残土処理計画書	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
		○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
	○土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○産業廃棄物処理委託契約書の写し 自己運搬の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し

	○「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	○産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し
	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量
	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地
	○再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）	○再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）
変更	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要
	○当初計画書から処分地が変更の場合 残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	○処分地の変更（当初計画書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ○運搬方法の変更（当初契約書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
	○再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要	○再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要
報告	○残土処理報告書 ○受入証明書（受け入れたことを証明する書類） ※運搬チケットの写し等は不要 ○再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施（Excelデータ含む） ○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場	○廃棄物処理報告書 ○「運搬管理表」又は「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等 ○再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施（Excelデータ含む） ○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名 【委託運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

（産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施工規則」を遵守しなければならない。

（産業廃棄物税）

平成 17 年 4 月 1 日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

（段階確認・立会確認）

受注者は、工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式 16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式 17-1）によるものとし、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

また、受注者は施工に先立ち作成する施工計画書に段階確認・立会確認の実施箇所を記載するものとする。

種 別	細 別	確認細別	施工段階（確認・立会時期）
橋梁地覆補修工	地覆拡幅	段階確認	配筋完了時
遊間目地工	遊間目地工	段階確認	シーリング材塗布完了時
路面切削工	路面切削（小型）	段階確認	切削完了及び出来形測定時
橋面防水工	床版防水	立会	出来形測定時
舗装打換え工	表層	立会	出来形測定時
オーバーレイ工			

（材料確認）

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。

材料確認は「材料確認書」（様式15-1）によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

（施工管理）

1. 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施すること。

2. 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。

① 出来形規格値

工 種	測定項目	規格値	測定基準
遊間目地工	材料使用量	設計値以上	橋台ごと 幅は各1箇所
	幅(W)、延長(L)		
橋梁用防護柵工 (橋梁用高欄)	延長(L)	設計値以上	橋台ごと
	高さ(h)	-20～+30	
橋梁地覆補修工	地覆幅(W1)	-10～+20	1回／1構造物
	高さ(h)	-10～+20	
	有効幅員(W2)	0～+30	
コンクリート削孔	削孔深さ(L)	設計値以上	全数
配筋工 (組立て)	間隔(d)	±13(鉄筋径)	1回／1構造物
	かぶり(t)	±13(鉄筋径)かつ 最小かぶり以上	
ひび割れ補修工 断面修復工 表面含浸工	補修材(含浸材) 使用量	標準使用量以上	1回／1構造物
舗装打換え工 (表層) アスファルト舗装	面積	設計値以上	・面積は舗装展開図を作成し算出。 ・その他項目は40mごと、又は200㎡ごと。 ・コア採取による管理は、1路線あたりの舗装面積が200㎡未満は0箇所を対象外となるため、厚さは下り計測により管理する。
	厚さ	-7	
	合材敷均し温度	110℃以上	
オーバーレイ工 (表層) アスファルト舗装	面積	設計値以上	・面積は舗装展開図を作成し算出。 ・その他項目は40mごと、又は200㎡ごと。 ・橋面舗装でコア採取により床版に損傷を与える恐れがある為、厚さは下り計測により管理する。
	厚さ	-7	
	合材敷均し温度	110℃以上	

(工事現場のイメージアップ)

1. 工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し、発注者と協力しつつ地域の連携を図り適正に工事を実施すること。
2. イメージアップの実施については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め提出すること。また、工事完了時には、イメージアップの実施写真を監督職員に提出すること。

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

1. 建設工事の請負契約に関すること
2. 労働関係法令に関すること

＜研修の参考とする図書等の例＞

- ・工事請負契約書（第54条）（※除草等委託契約書（第25条））
- ・建設業法遵守ガイドライン（平成20年9月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち、「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：傷んだ橋をなおしています。
工事種別：橋梁補修工事

標示板の記載例

工事標示板の大きさ（横 114cm×縦 140cm）

[工事表示板]

設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格・色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・緑の余白は2cm、緑線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

なお、道路幅員が狭小な場所等で上記の大きさの標示板が設置困難な場合は、通行者に対し工事内容が判別できる程度の大きさまで縮小した標示板を設置出来るものとする。

(施工機械の指定)

本工事の下記工種の施工にあたっては、下表により施工すること。

工種	機械名	指定規格
舗装工	コンクリートカッタ	超低騒音型
	バックホウ	排出ガス対策・超低騒音型
	ロードローラー	排出ガス対策型
	タイヤローラー	排出ガス対策型
	アスファルトフィニッシャー	排出ガス対策型

(環境等の保全)

受注者は、下記項目の環境保全に努めなければならない。

1. 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
2. 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

(不正軽油使用防止の徹底)

受注者は、建設機械等の燃料としての軽油は JIS 規格軽油 以外のものを使用してはならない。

又、下請業者等に対しても不正軽油使用防止の指導・監視を徹底するものとする。

受注者は、京都府税務調査員による燃料検査に協力しなければならない。

(仮設トイレの設置)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

(安全対策費)

安全対策については、交通誘導警備員（昼間勤務）114名を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（安全施設類）

本工事の交通規制については片側交互通行にて施工を予定している。

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、監督職員と打ち合わせを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更に伴い、道路工事保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画（交通誘導員配置計画書を含む）を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

（占用物の支障物件）

本工事着手前に地下埋設物や架空線等上空施設の支障物件について調査し、監督職員に報告すること。また、工事に支障がある場合は、施工方法及び工程について協議を行うこと。

特に、架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合、労働安全衛生法規則等により（感電事故防止について）事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行わなければならない。施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

（街区基準点、用地境界杭、境界プレート等について）

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、監督職員と協議の上、事前に測量を実施すること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

（施工時間）

本工事の作業時間帯は、全工種について午前 9 時 00 分から午後 17 時 00 分とする。ただし、やむを得ない事情により作業時間が変更となる場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

（再生資材の利用）

本工事については、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により、下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生粒度調整砕石	RM-40	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスコン	表層	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

1. 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
2. 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではない。

（コンクリートの水セメント比）

受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

ただし、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。

また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能AE減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

（スパーサー）

受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つようにスパーサーを設置するものとし、スパーサーの数は、はり、床版等で1㎡当り4個程度、ウェブ、壁および柱で1㎡当り2～4個程度を設置しなければならない。

（アルカリ骨材反応抑制対策）

アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」（土木請負工事必携（H29.9）10.コンクリート中の塩化物総量規則及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領）によるものとする。

（アスファルト混合物事前審査制度について）

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

(品質証明書等)

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区 分	確 認 材 料 名	適 用
橋梁用高欄設置工	鋼製高欄	
防止柵工	転落防止柵	

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納品書等の原本もしくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
橋梁用高欄	鋼製高欄	橋梁用高欄設置工
橋面防水材		橋面防水工
ひび割れ補修材	エポキシ樹脂 2 種	ひび割れ補修工
断面修復材	ポリマーセメントモルタル	断面修復工
含浸材	シラン系鉄筋防食抑制 含浸材	表面含浸工
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	舗装打換え工（表層）
改良アスファルト混合物	改質Ⅱ型密粒度アスコン	オーバーレイ工（表層）
交通誘導警備員		

(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

(民地内への立入等)

本工事に関連して民地内への立入や作業等が生じる場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

（工事に関する留意事項）

1. 既設防護柵撤去後から橋梁用高欄及び転落防止柵設置までの期間中は、通行者の安全確保について特に配慮すること。また仮設防護柵の設置についても、監督職員と協議の上、施工計画書を作成すること。
2. 本工事区域内、またはこれに近接する他の工事（民間工事を含む）がある場合は、工程・通行規制・工事車両の搬入及び搬出等について、十分に調整を行うものとする。なお、本工事の工程等に影響を受ける場合には、監督職員の下承を得るものとする。
3. 本工事の施工に伴う関係機関との協議や地元地域との調整は、受注者が行うものとする。施工範囲と隣接する土地の所有者との調整や、地元地域における伝統的行祭事等が円滑に実施されるよう配慮すること。それにより、施工方法等に変更が生じた場合は、監督職員の指示に従うこと。